

**令和8年度椎葉村一般会計予算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 35,429 千円 (見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 503,660 千円 (詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	6,628			1,463	5,165
	高齢者福祉事業	36,945	1,530		13,727	21,688
	障害者福祉事業	164,367	115,164			49,203
	保育所運営事業	168,590	61,103		4,800	102,687
	母子福祉事業	10,425	1,076		2,200	7,149
	小計	386,955	178,873		22,190	185,892
社会保険	介護保険事業(繰出金)	91,852	3,900			87,952
	国民健康保険事業(繰出金)	40,180	13,225			26,955
	後期高齢者医療事業(繰出金)	62,808	14,062			48,746
	小計	194,840	31,187			163,653
保健衛生	妊婦乳幼児検診事業	1,907	1,045			862
	病院事業(繰出金)	140,000				140,000
	予防対策事業	13,145				13,145
	不妊治療費助成事業	190	82			108
	小計	155,242	1,127			154,115
合 計		737,037	211,187		22,190	503,660